

新町まちづくり計画

新町建設計画 (ダイジェスト版)

さと
人と大地が躍動し みんなで築く ふれあいの郷土

目 次

まちづくり計画とは.....	2
まちづくりの基本方針.....	2
まちづくりの施策の体系.....	4
新町の主要施策.....	6
財政計画.....	22

幕別町・忠類村合併協議会

まちづくり計画とは

計画の趣旨

本計画は、幕別町及び忠類村の2町村が合併後の新しいまちを創造していくための基本方針及びそれを実現するための施策などについて定めるもので、調和のとれた総合的かつ効果的な新町建設を推進することにより、地域の速やかな一体性の確立を図るとともに、新町の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指します。

また、この計画は新町の総合計画にも受け継がれていきます。

計画の期間

本計画の期間は、合併年度から平成27年度までとします。

まちづくりの基本方針

まちづくりの基本理念

新町のまちづくりにあたっては、次の3つを基本的な考え方として、取り組みます。

1. パートナーシップによるまちづくり

2町村が一つになり持続可能な社会を創造していくため、お互いを尊重し、助け合い、支え合いながら、それぞれがこれまでに培ってきた地域の力を結集して、協働による新しいまちづくりの可能性を求めていきます。

2. 自然や人とのつながりを大切にするまちづくり

地域がともにこれまで享受してきた大自然の恩恵と人々のつながりの大切さを継承しつつ、創造性あふれる新しいまちを創り、育てていきます。

3. 個性を生かし、地域らしさを深めるまちづくり

地域の価値（良いところ、誇るべきところ、競争力のあるところ）を共有し、その価値を高めることによって、新町に住み、生活することに誇りを持つと同時に、より競争力のあるまちづくりを進めます。

新町の将来像

新町としての目指すまちづくりの基本理念を踏まえて、住民と行政が共有して目指す将来の姿は次のとおりです。

人と大地が躍動し みんなで築く ふれあいの郷土

将来像には、「緑の大地に、人と人が、子供や若者からお年寄りまでが、住民と行政が、それぞれ一体となって、知恵を出し合いながら、農業をはじめとする産業が躍動する、人にやさしい、住みよい豊かな郷土を築いていく」という思いを込めています。

地域別整備方針

1 幕別地域の整備方針

幕別地域は、中心市街地や幹線道路沿線に高齢化社会への対応を見据えたまちづくりを進め、周辺部にゆとりある住宅地の形成を図ります。さらに、工業地を市街地区外縁部に配置して、周辺住環境との調和を図りつつ、企業の誘致、雇用の場の拡大に取り組みます。

また、幕別地域の基幹産業である農業の振興を一層促すとともに、景観や保水機能などを維持するために、山林、農地及び緑地の保全を図ります。

2 忠類地域の整備方針

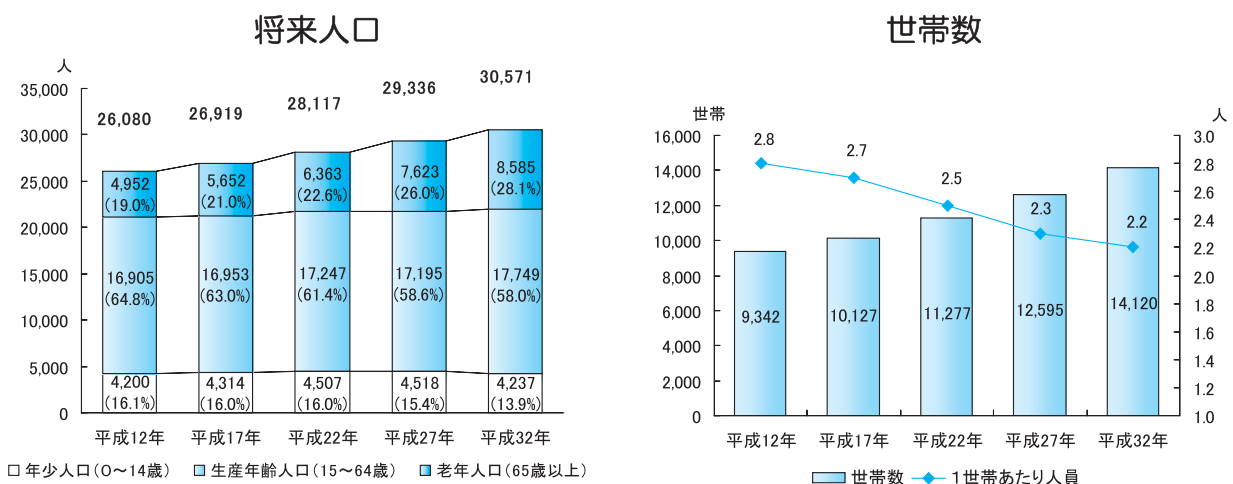
忠類地域は、酪農を中心とした農業の振興とともに、道の駅周辺を拠点とした観光の振興に取り組み、人口減少の抑制と雇用の場の確保を図ります。

また、住民主体の地域自治組織の育成と密接な連携を通じて、一人ひとりの顔が見える、子供からお年寄りまで安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組みます。

将来の人口

新町は、宅地造成や公営住宅建設などの住宅整備や定住環境の向上により、緩やかな人口増加が見込まれます。平成32年には、平成12年と比べると4,491人、17.2%の増と推計されます。

また、世帯数は、下のグラフのとおりとなります。



注) 平成12年は国勢調査によるもので、年齢不詳があるため、各年齢層の人口と総人口とは合わない。

まちづくりの施策の体系

基本目標 1

ともに考えともに創る活力

(主要施策)

- ☆ 交流・連携の推進
- ☆ コミュニティ活動の推進
- ☆ 協働のまちづくりの推進
- ☆ 定住の促進
- ☆ 広報・広聴活動の充実
- ☆ 行財政運営の効率化

基本目標 2

農業を核に競争力のある産業のまちづくり

(主要施策)

- ☆ 地域を支える農林業の振興
- ☆ 地域に根ざした商工業の振興
- ☆ 地域の特色を生かした観光振興
- ☆ 雇用対策の推進



将来像

人と大地

みんな

ふれあい

基本目標 4

文化の香る心豊かな学びのまちづくり

(主要施策)

- ☆ 生涯学習の推進
- ☆ 幼児教育・学校教育の充実
- ☆ 学校と地域社会との連携
- ☆ 地域文化の継承と創造
- ☆ スポーツ活動の推進
- ☆ 次代を担う人材の育成



あるまちづくり



基本目標3

笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり

(主要施策)

- ☆ 健康づくりの推進
- ☆ 地域福祉の充実
- ☆ 高齢者福祉の充実
- ☆ 障害者福祉の充実
- ☆ 児童福祉・子育て支援の向上
- ☆ アイヌの人たちへの福祉の充実



が躍動し
で築く
の郷土

基本目標5

自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり

(主要施策)

- ☆ 自然環境と調和したまちづくり
- ☆ 地域の暮らしをつなぐ交通網の整備
- ☆ 快適な住環境の整備
- ☆ 上・下水道の整備
- ☆ 循環型社会の構築
- ☆ 消防・防災体制の整備
- ☆ 交通安全・防犯対策の推進
- ☆ 情報通信基盤の整備
- ☆ 冬の生活利便性の確保



新町の主要施策

基本的な考え方

1 地域経営の視点

住民と行政がゆるぎないパートナーシップを確立し、新町の将来像の実現に向けて協働（※1）することが、これからの地域経営に求められる基本的な姿勢です。さらに、経営という視点からは、効率的で有効な地域経営の推進が求められます。

本計画では、こうした地域経営の考え方を前提として、住民参画や住民と行政の協働が可能と考えられる事業を積極的に取りあげています。

2 均衡ある地域づくりと一体感の醸成

住民と行政が一体となった地域経営を展開していくためには、そこに暮らす住民の生活に対する安心感や、地域の一体感が前提条件となります。

本計画では、旧町村の枠を越えた地域整備はもちろん、中心市街地、農村地域を問わず地域全体が発展するようきめ細かい施策を展開し、地域格差のない均衡のあるまちづくりに努めます。

さらに、地域住民の利便性の向上と郷土意識の喚起を優先し、新町の一体化を早期に実現するための施策と事業を取りあげています。

3 行政サービス水準の維持

今後の地方財政に不確実さが残る中、厳しい環境にも耐えうる効率的な行政運営と安定した財政基盤を早期に確立することが求められます。

本計画に登載されている施策や事業を通じて、これまでの行政サービスの水準の維持、向上に努めることを基本としつつ、今後の財政状況や社会状況などに応じて柔軟に対応していきます。

※1 住民と行政が対等な立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携し、住民の主体性がより発揮できるもの。

主要施策

基本目標1 ともに考えともに創る活力あるまちづくり

☆交流・連携の推進

各種イベントの一体的な開催や伝統行事、祭事などへの積極的な相互参加を通じて、地域間の交流を深めるとともに、地域特性の再発見や共通した地域への誇り、郷土意識の共有により、一体感の醸成を促進します。

- ◆ 新町交流促進事業の推進
- ◆ 地域再発見事業の推進
- ◆ 世代間交流の充実
- ◆ 合併関連記念事業の実施



☆コミュニティ活動の推進

コミュニティ活動に対する住民意識の高揚を図るとともに、行政区などへの支援を通じて、活発なコミュニティ活動を促進します。

また、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備充実と、効率的な施設運営を進めます。

- ◆ コミュニティ活動への支援
- ◆ コミュニティ施設の整備
- ◆ コミュニティ活動に対する住民意識の高揚



☆協働のまちづくりの推進

住民と行政の協働によるまちづくり実現のため、まちづくりに関する窓口の充実を図り、地域の意見が行政施策へ反映されるしくみづくりを進めるとともに、各種情報提供をはじめ、必要な支援を行います。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、啓発や環境整備を図るとともに、福祉分野や文化活動などにおいて不可欠なものとなっているボランティア活動やNPO法人（※2）等に対する支援を行います。

- ◆ 協働のまちづくり推進プログラムの策定
- ◆ 男女共同参画社会づくりの推進
- ◆ ボランティア組織やNPO法人等の育成支援

※2 継続的、自発的に社会活動を行う、営利を目的としない市民活動団体。民間非営利団体。

☆定住の促進

人口の定着を促進するため、魅力ある住環境の整備をはじめ、就労機会の確保や子育て支援など幅広い分野で、住みよい環境のまちづくりを進めます。

また、他地域からの人口流入を図るための新たな支援制度などを検討します。



- ◆定住対策のソフト事業の推進
- ◆定住促進のための住宅及び宅地などの確保

☆広報・広聴活動の充実

住民と行政の協働のまちづくりを進めるためには、情報の共有化が必要なことから、行政情報の積極的な発信に努めます。

また、インターネットを活用したホームページにおける行政情報の公開と住民意見の聴取のしくみをつくりまします。

- ◆広報紙の発行
- ◆行政懇談会及び出前講座の実施
- ◆電子媒体による情報提供、意見聴取
- ◆情報公開制度の充実

☆行財政運営の効率化

行政改革の着実な推進のもと、住民にわかりやすい組織づくりを目指すとともに、質の高い行政サービスを提供できる定員管理や地域ニーズに応じた人員配置、相談窓口の充実を図ります。

また、効率的な財政運営に努めるとともに、公共施設の管理運営業務の民間委託をはじめ、民間のノウハウを導入し、サービスの向上と経費の削減を図ります。

さらに、自治体としての自治能力を高め、自ら政策立案し、独自のまちづくりを実行していくため、専門的な政策形成ができる職員の育成と組織体制の強化を図ります。



- ◆行財政改革の推進
- ◆定員適正化計画（※3）の策定
- ◆行政情報システム（※4）の導入
- ◆行政評価システム（※5）の導入
- ◆職員研修の充実
- ◆効率的な広域行政の推進
- ◆住民にわかりやすい組織づくり
- ◆本庁及び総合支所の整備
- ◆住民ニーズに応えられる相談窓口の充実

※3 職員数が、人口規模、財政規模、住民サービスなどに適応した定員とするための計画。

※4 戸籍や選挙人名簿、課税情報、公文書などの情報管理や情報交換をするコンピュータシステム。

※5 事務事業などを一定の基準の指標で、必要性や効率性などについて評価し、予算編成などに活用するシステム。

基本目標2 農業を核に競争力のある産業のまちづくり

☆地域を支える農林業の振興

農業においては、生産基盤の計画的な整備とともに、土地改良施設の管理体制の強化を図ります。

また、低農薬や有機栽培などの環境保全型農業の定着を推進するとともに、地元の食材や食文化を生かした、地産地消、食育の取り組みや、競争力のある地域ブランドの形成に向けた取り組みを進めます。

さらに、農業関連分野への就業機会の拡大と、高付加価値型農業（※6）の推進を図るため、アグリビジネス（※7）の創出に向けた取り組みへの支援や農業経営に必要な事業への支援のための融資制度の充実を図ります。

畜産業においては、畜産業の安定的な経営の維持・発展を図るため、消費者に信頼性の高い畜産物の生産を推進するとともに、家畜排せつ物の適正処理を促進し、畜産環境の向上を図ります。

農業の担い手の確保・育成を図るため、農業生産法人、若者を中心としたUJ1ターン希望者、定年帰農者など担い手の多様化を図るとともに、コントラクター（※8）の育成などで安心して就農できる環境づくりに努めます。

林業においては、間伐の推進や、豊かな森林の育成に努めるとともに、民有林の育成指導や林業後継者の確保、森林組合や木材産業の育成を図ります。



コントラクター作業風景

- ◆農林業振興のための各種計画の策定
- ◆環境保全型農業の推進
- ◆地域ブランド化の推進
- ◆アグリビジネスの推進
- ◆農業の担い手対策の充実
- ◆新規就農者の受入れ環境の整備
- ◆畜産担い手育成事業の推進
- ◆町有林の整備
- ◆育苗事業の推進
- ◆農業農村整備に関する事業の推進
- ◆地産地消と食育の推進
- ◆農地流動化の推進
- ◆農業経営資金貸付制度の充実
- ◆コントラクターの育成
- ◆町有牧場の整備
- ◆畜産環境の整備
- ◆民有林の育成指導
- ◆林業の担い手の育成

※6 農業生産を核として流通、加工、情報、交流などにより付加価値を高めた農業。

※7 農業生産を基本に加工や販売、サービスを組み合わせた農業関連産業。

※8 農業経営の規模拡大や複合化、労働負担軽減のため、農作物の収穫や耕起などの農作業を請け負う組織。

☆地域に根ざした商工業の振興

若い世代の定住、都市部からのUターン者の受け入れなどを促進するため、地域の商店街を活気のある“賑わいの場”として機能を高めるとともに、高齢者や交通手段を持たない人たちの日常生活の利便性を高めるため、地域福祉サービスにも対応したコミュニティ店舗（※9）など地域に根ざした商業地の形成を図ります。

また、空き店舗や遊休地については、コミュニティ・ビジネス（※10）を展開するための事業所への転用、単身者や高齢者向けの居住施設などを整備することで、活性化を促進します。

さらに、既存企業の経営基盤の安定と強化を支援し、競争力のある優良企業の育成を図るとともに、工業団地や地域にある経営資源を有効に活用・PRして、新たな産業の立地に努めるとともに、優良な企業が進出しやすい環境整備を進めます。

一方、介護、福祉、育児、環境保護など、日常生活に密着した分野については、民間のビジネス領域と捉え、民間への委託やコミュニティ・ビジネスとしての起業を促進します。

- ◆商店街活性化の促進
- ◆商工会の育成強化
- ◆消費者相談体制の充実
- ◆経営近代化の促進
- ◆地場産品を生かした他分野への展開の促進
- ◆後継者育成の促進
- ◆中小企業融資制度の充実
- ◆新たな産業立地に向けた良好な環境の整備
- ◆日常生活に密着した分野におけるコミュニティ・ビジネスとしての起業の促進
- ◆地域資源などを生かしたコミュニティ・ビジネスへの支援



店舗内風景

※9 店舗にオープンスペースを確保し、住民福祉の活動拠点、憩いと交流の場としての機能を有する。

※10 地域の人々が地域にある資源を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え地域課題の解決を目指すもの。

☆地域の特色を生かした観光振興

道の駅などの観光資源と、さまざまなイベントとの融合、連携を図り、関連性のある資源を一つにつなぐ戦略的なストーリーやテーマづくりを進めるとともに、それらを広域的に結びつけることで、地域全体の魅力を高めます。

また、農業農村の美しい景観や食資源を生かすとともに、地域産業との結びつきによる体験型産業観光（※11）などの創造と、それらを通じた生産者と消費者のコミュニティづくりを進めます。

さらに、観光協会などとの連携を深め、ホームページを利用した新たな観光情報の発信など広報宣伝の充実を図ります。



- ◆観光資源連携の推進
- ◆滞在型・体験型産業観光の振興
- ◆観光施設の整備充実
- ◆イベントの開催
- ◆四季を通じた観光イベントの充実
- ◆観光協会との連携と育成
- ◆観光情報発信の推進

☆雇用対策の推進

農業及び農業に関連する食品加工などの分野での雇用の場の創出や、学卒者をはじめ、高齢者や障害者の雇用の場の確保に努めます。

また、就労機会拡大のため相談体制を充実し、就労に関わる情報提供に努めます。

- ◆魅力ある雇用の場の確保と創出
- ◆若者の定住化を促進する快適な住環境の整備
- ◆就業相談体制の充実と就労に関わる情報提供



※11 地域の産業資源を学習や体験することにより、ものづくりの原点に触れる観光。

基本目標3 笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり

☆健康づくりの推進

住民の健康づくりを進めるため、地域住民と医療機関、行政が一体となったしくみづくりとともに、生活習慣病に関する学習機会の充実、健康診断の受診率向上など、予防医療の充実を図ります。

また、保健センター機能の充実とともに、広範囲なニーズに対応する地域医療体制や救急医療体制の充実を図ります。



- ◆健康増進計画の策定
- ◆生活習慣の改善を図る健康づくり教育の充実
- ◆軽スポーツの推進
- ◆検診・予防接種の充実
- ◆保健センターの連携強化
- ◆診療施設の整備
- ◆救急医療体制の充実

☆地域福祉の充実

さまざまなサービスを必要とする人と、提供する人とは結ばれる環境づくりを進めるとともに、民間活力を最大限に活用する観点から、行政と民間事業者との連携の強化に努めます。

また、高齢者や障害者などに配慮し、ユニバーサルデザイン（※12）を取り入れたまちづくりや公共施設の整備を図るとともに、健康で働く意欲があり、知識や技能を有する高齢者や障害者が地域社会で活躍・貢献することができる社会参加の機会の拡充を図ります。



- ◆地域福祉計画の策定
- ◆地域福祉プラットホーム（※13）型システムの構築
- ◆社会福祉協議会など関係団体との連携強化
- ◆児童生徒から住民、団体、事業所などを対象に広範囲なボランティアやNPO法人等の育成
- ◆高齢者や障害者に配慮した施設整備
- ◆高齢者や障害者などの就業機会、社会参加の機会の拡大

※12 製品、建物、環境を、あらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインするという概念。

※13 地域福祉の担い手である住民・関係団体・事業者・行政などが参加し、情報交換などを行いながら、連携を図る場。

☆高齢者福祉の充実

生き生きと暮らす健康年齢をできる限り長く保つため、社会貢献の機会、交流機会などの提供と高齢者が生きがいを持って、安全、快適に生活できる環境整備を進めます。

また、在宅介護が必要な世帯へのきめ細かな指導や相談・援助に努めるとともに、福祉、保健、医療分野の連携により、自立した生活が行えるようきめ細かなシステムづくりに取り組みます。



幕別町保健福祉センター

- ◆高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定
- ◆各施設と社会福祉協議会との連携による介護予防、自立援助施策の充実
- ◆在宅要介護世帯への支援
- ◆緊急通報システムの整備
- ◆在宅介護支援センターの機能充実
- ◆その他各種高齢者福祉サービスの推進

☆障害者福祉の充実

障害者が地域社会の中で自立し、社会参加ができる環境づくりを進めるとともに、地域内にある障害者の授産施設や更生施設の連携を促進します。

また、障害者やその家族がいつでも相談でき、各種サービスを有効に利用できる体制の充実を図ります。



車イス体験

- ◆在宅障害者及び家族の相談体制と支援施策の充実
- ◆その他各種障害者福祉サービスの推進

☆児童福祉・子育て支援の向上

保育所、子育て支援センターなど児童福祉施設の連携により、育児支援の充実を図るとともに、延長保育、一時保育の機能を充実させ、少子化や共働き家庭に対応した施設の運営に努め、安心して出産、子育て、就業ができる環境を整えます。

また、ひとり親家庭の生活の安定と経済的な自立に向けた相談体制の充実を図るとともに、児童虐待防止や保護を必要とする児童などに対する施策の充実を図ります。



- ◆次世代育成支援行動計画の策定
- ◆児童福祉施設の連携による育児支援の充実
- ◆共働き家庭に対応した施設の運営
- ◆生活の安定と経済的な自立に向けた相談体制の充実
- ◆ひとり親家庭の子育て支援
- ◆児童虐待防止の推進と相談体制の充実
- ◆その他各種子育て支援サービスの推進
- ◆保育所の整備

☆アイヌの人たちへの福祉の充実

アイヌの人たちが、社会的、経済的に安定した生活を営むことができるよう、支援の充実を図ります。



- ◆住宅資金の貸付
- ◆安定した生活を支援する相談体制の充実

基本目標4 文化の香る心豊かな学びのまちづくり

☆生涯学習の推進

住民自らが必要と考える地域や生活の課題を中心に、住民と行政が協働で学習プログラムを組み立てるしくみづくりを進めるとともに、学習する人々やグループ・サークル間の交流を促進します。

また、住民の自主的・主体的な生涯学習活動を支援するため、図書館・公民館などの充実を図るとともに、百年記念ホールを中心とした生涯学習施設のネットワークの形成を進めます。



生涯学習講座

- ◆生涯学習推進計画の策定
- ◆各種グループ・サークル間の交流の促進
- ◆生涯学習指導者ボランティアの育成・登録
- ◆各種生涯学習講座の開設
- ◆学習成果発表会などの開催支援
- ◆生涯学習施設のネットワーク化

☆幼児教育・学校教育の充実

幼稚園と保育所の交流を図るとともに、地域、家庭及び小学校と連携のとれた幼児教育を推進します。

また、学校教育においては、新町の歴史や風土、文化を学び、ふるさとへの愛着心を育む教育や環境教育、語学教育などを通じて個性豊かで魅力ある人づくりを推進するとともに、学校間の交流を通して、それぞれの個性ある教育の情報交換と相互理解を深めます。

施設整備においては、小中学校の校舎や体育館の整備、情報教育設備などの充実とともに、学校給食施設の整備を図り、教育環境の向上に努めます。



小学校授業風景

- ◆幼稚園と保育所との連携強化による一貫した幼児教育の推進
- ◆体験学習、総合学習の推進
- ◆公立学校の校舎・施設の整備
- ◆AETなど英語指導助手の活用
- ◆学校給食センターの整備
- ◆スクールバスの更新
- ◆教職員住宅の整備
- ◆学習、少年団や部活動などを通じた学校間の交流促進
- ◆小中学校及び高等学校間の交流促進

☆学校と地域社会との連携

児童生徒と地域住民が交わる機会を設け、さまざまな体験活動やふるさと学習などにより、子供の健やかな成長を促すとともに、家庭や地域との連携を密にし、「いじめ」や犯罪などの危険から児童生徒を守るしくみづくりに努めます。

また、図書館と小中学校の図書室との情報通信技術を活用したネットワーク化を進め、地域のだれもが蔵書を有効に利用できるしくみづくりを進めます。



- ◆児童生徒のボランティア活動や地域活動への参加促進
- ◆図書館と学校図書室とのネットワーク化
- ◆家庭や地域における非行防止活動の推進

☆地域文化の継承と創造

百年記念ホールを、芸術・文化活動の中核施設として、活用を推進するとともに、身近な施設を活用した文化活動の振興を図ります。

また、地域内の各種文化活動グループ・サークル間の交流を促進するとともに、地域の歴史や伝統文化を新町全体の財産として共有し、後世に伝承していく取り組みを支援します。

このほか、アイヌ文化の総合的な保存・振興を図るため、アイヌの人たちの伝統的生活空間（イオル）の整備について、関係機関に働きかけていきます。



- ◆文化活動施設間の連携による利用促進
- ◆生涯学習との連携による芸術文化活動の支援
- ◆芸術・文化講演会、音楽会、観劇などの開催支援
- ◆史跡、遺跡などの調査、保全と周辺環境の整備
- ◆歴史資料などを保存、伝承する施設の整備
- ◆郷土をテーマとした学習機会の充実と推進

☆スポーツ活動の推進

社会体育施設の整備を進め、効果的な活用を促進するとともに、パークゴルフをはじめとするスポーツ・レクリエーション活動を通じた地域間、世代間交流を進めます。

また、世代を超えて地域ぐるみで、その時々に適したスポーツに親しむことができる住民の自主的な運営による総合型地域スポーツクラブの育成を図るとともに、各地域に根ざしたスポーツ団体の育成と、それぞれの団体間の交流連携を推進します。



- ◆社会体育施設の整備
- ◆学校開放事業の推進
- ◆スポーツ交流会などの開催支援
- ◆総合型地域スポーツクラブの育成
- ◆社会体育ボランティア指導者の育成

☆次代を担う人材の育成

児童・生徒をはじめとした地域住民の国内先進地や海外への研修事業を行い、広い視野を持った人材の育成や、国際化に対応した語学教育の充実を図るとともに、姉妹都市や友好都市などの交流機会の充実や交流活動の推進を図ります。

- ◆国際交流員の配置
- ◆国内外への派遣研修の推進
- ◆国内外のさまざまな地域との交流促進



基本目標5 自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり

☆自然環境と調和したまちづくり

地域の特色を生かしながら、自然環境に配慮した秩序ある計画的な土地利用を図るとともに、生態系に配慮した河川整備や維持管理、森林の公益的機能を増進するための森林整備や森林景観の維持保全に努めます。

また、住民が身近に自然に親しむことができる、公園緑地の整備を進めるとともに、自然に対する住民の理解を深めるための活動を推進します。



- ◆緑の基本計画の策定
- ◆河川整備事業の推進
- ◆公園緑地整備事業の推進
- ◆土地利用計画の策定
- ◆地籍調査事業の実施
- ◆環境学習の計画策定

☆地域の暮らしをつなぐ交通網の整備

国道、道道などの主要幹線道路をはじめ、生活に身近で重要な生活関連道路など、利便性の高い道路網の構築を、関係機関の協力を得ながら、進めます。

また、主な公共施設などを巡回する、住民が利用しやすい地域内循環バスの導入と、住民の足を確保する生活維持路線バスの運行の確保に努めます。



- ◆国道の整備促進
- ◆道道の整備促進
- ◆橋梁の整備
- ◆町道の整備
- ◆街路の整備
- ◆町営バス、コミュニティバス（※14）などの運行
- ◆生活維持路線バスの運行の確保

※14 地域の公共交通需要に対応するため、地域内を運行するバス。

☆快適な住環境の整備

若い世代の定住、都市部からのUターン者の受入れや、高齢者や障害者にも配慮した多様な住環境の形成とともに、道路沿いや公共施設周辺への積極的な植樹や花の植栽などを、地域の協力を得ながら、魅力ある景観形成を図ります。

都市計画区域にあっては、用途地域への適切な宅地誘導を進めるとともに、都市計画区域以外においても、必要に応じて計画的な宅地造成などを行います。

また、公営住宅については、住宅需要に対応した計画的な建設や建替整備を進めるとともに、高齢者や障害者に配慮した住宅の供給を図ります。

このほか、だれもが身近に利用できる公園や子供たちが安心して遊ぶことのできる公園整備を進めるとともに、日常的なレクリエーション活動としてのパークゴルフ場を有する公園については、地域が主体となった維持管理手法の導入を検討します。



- ◆住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画の策定
- ◆土地区画整理事業の促進
- ◆火葬場及び墓地の整備
- ◆公営住宅の整備
- ◆住宅建設の促進
- ◆景観形成の推進

☆上・下水道の整備

清浄で安全な水道水を安定的に供給するため、上水道事業や簡易水道事業の整備を進めます。

また、生活環境の改善や河川などの水質保全、衛生環境の向上のため、公共下水道など生活排水処理施設の計画的な整備を促進するとともに、適切な維持管理に努めます。



- ◆上水道第3次拡張事業の推進
- ◆上水道の整備
- ◆簡易水道の整備
- ◆公共下水道の整備
- ◆流域関連公共下水道の整備
- ◆個別排水処理施設の整備

☆循環型社会の構築

多様化する環境問題に対応し、自然と共生していくためには、住民一人ひとりの理解と認識を深め、環境に配慮した生活・行動を実践していくことが必要なことから、子供から高齢者まであらゆる世代に対する環境教育や体験学習を推進します。

また、循環型社会（※15）の構築を目指した地球環境にやさしい地域を形成するため、し尿処理体制の維持と、ごみの減量化・再資源化、省エネルギー化を進めるとともに、公害の未然防止や発生源対策など、環境汚染に関する監視に、関係機関と連携して取り組みます。

- ◆循環型社会システムの普及啓発
- ◆公共施設省エネルギー事業の導入
- ◆ごみの減量化などの推進
- ◆廃棄物の適正処理の推進



☆消防・防災体制の整備

消防庁舎や消防施設の整備などとともに、消防体制の強化を図ります。

また、災害の発生に対して速やかに対応できるように、消防・救急救助体制の強化を図るとともに、情報通信基盤を活用した迅速な情報収集・伝達環境の構築を進めます。

さらに、地域ぐるみの防災訓練などを通じて住民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織や防災ボランティアなどの育成により、地域防災体制の強化を図ります。



- ◆消防施設の整備
- ◆救急業務高度化の推進
- ◆消防庁舎の整備
- ◆地域防災計画の策定
- ◆自主防災組織や防災ボランティアなどの育成
- ◆防災物品の整備と非常食の備蓄
- ◆防災訓練の実施

※15 大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

☆交通安全・防犯対策の推進

関係機関、団体などと連携して、交通安全思想の普及と徹底を図るとともに、歩道の設置など、高齢者や障害者にも配慮した交通安全施設の整備を進めます。

また、地域と学校、警察などの関係機関との連携や協力体制を強化するとともに、住民相互の自主的な防犯活動を推進し、犯罪の未然防止に努めます。



交通安全啓発運動

- ◆交通安全計画の策定
- ◆交通安全意識や交通マナーの啓発
- ◆交通安全施設の整備
- ◆防犯対策の連携強化

☆情報通信基盤の整備

住民サービスの向上や新たな行政課題への対応、行政の効率化などの観点から、インターネットなどを活用した地域情報ネットワークを構築し、産業、教育、行政、福祉、医療、防災など、さまざまな分野において双方向の情報通信サービスを推進するとともに、総合行政ネットワーク（※16）を活用して、国や道との連携を深めることにより、住民が容易に行政情報を入手できるシステムづくりを進めます。

また、インターネット接続環境の向上と、携帯電話の不感地域の解消を進めます。

- ◆高速大容量化に対応できる情報通信網の整備充実
- ◆各種申請、公共施設の利用など手続きのオンライン化
- ◆日常的な行政サービス分野におけるIT化の推進
- ◆総合行政ネットワークの活用

☆冬の生活利便性の確保

冬期間の交通は、人々の暮らしやすさを確保する上で最も重要な課題であることから、行政における除排雪のみならず、民間への作業委託や地域、ボランティアなどと連携した除排雪の体制づくりを進めます。



除雪作業

また、雪による事故や災害を防止するため、道路の除排雪をはじめ、交通事故の防止、高齢者・障害者世帯の保護など、関係機関、団体などとの連携体制の強化に努めます。

一方、冬でも遊ぶことのできる公園づくりを進めるとともに、地域の施設を利用した、雪国育ちの子供ならではのスポーツや遊びを促進します。

- ◆民間や地域と連携した除排雪体制のしくみづくり
- ◆除雪機械の更新
- ◆冬でも遊ぶことのできる公園づくり
- ◆冬のスポーツ、イベントの支援

※16 地方自治体のコンピュータ・ネットワークを相互接続した広域ネットワーク。

財政計画

基本的な考え方

財政計画は、普通会計を対象に、現時点での制度を基に、歳入、歳出の項目ごとに現況や過去の推移に加え、合併による節減効果及び合併後の新町建設に必要な経費などを勘案し、策定しています。

☆歳入

・ 地方税

今後の人口推移などを勘案しながら、過去の推移を反映した現行税制度に基づいて推計しています。

・ 地方交付税

過去の実績に、段階的な削減と普通交付税の算定の特例（合併算定替）制度が採用されることを踏まえて推計しています。また、人口の増減による影響額や合併特例債に係る事業における交付税措置分を見込んで推計しています。

・ 国庫支出金、道支出金

過去の実績に、合併に係る財政支援（補助金）を見込んで推計しています。

・ 地方債

普通建設事業及び基金造成分に係る合併特例債の発行を見込んでいるほか、通常債、臨時財政対策債を見込んで推計しています。なお、臨時財政対策債については、平成23年度まで段階的に削減するものとしています。

☆歳出

・ 人件費

合併後退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減、合併による特別職職員の減による経費の減を踏まえ推計しています。

・ 物件費、補助費

過去の実績に、合併による削減効果なども踏まえて推計しています。

・ 普通建設事業費

新町の速やかな形成に必要な普通建設事業を見込んで推計しています。

・ 公債費

合併年度までの地方債に係る償還予定額に、翌年度以降の普通建設事業に伴う合併特例債や新たに借入れする地方債に係る償還見込み額を踏まえ推計しています。

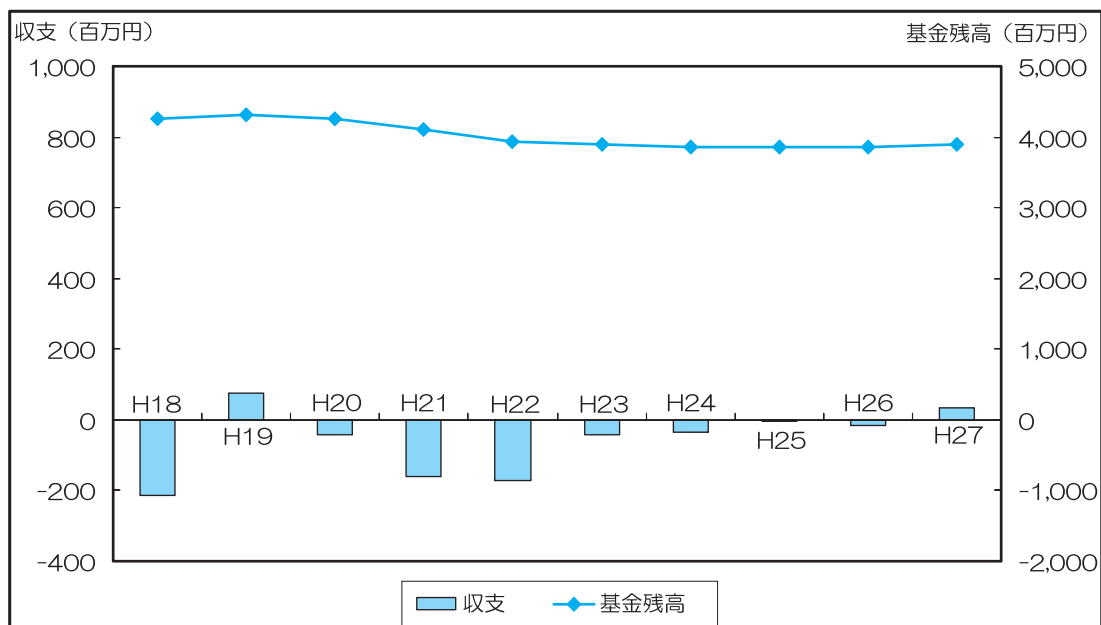
・ 扶助費

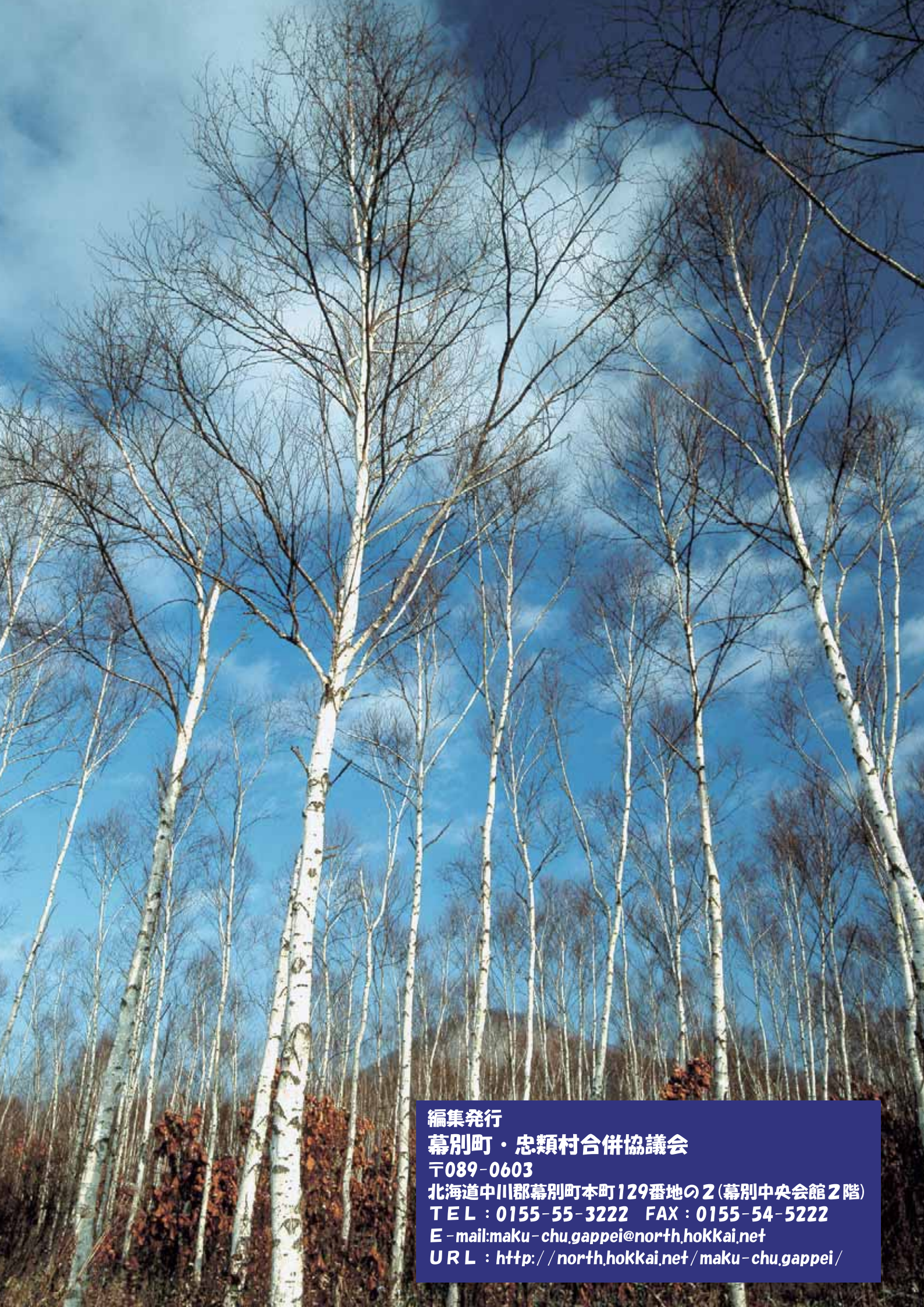
過去の実績に、今後の高齢化の進展などを見込んで推計しています。

財政計画

(単位:百万円)

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入	地方税	2,410	2,426	2,442	2,458	2,474	2,483	2,493	2,502	2,512	2,521
	地方譲与税	349	349	349	349	349	349	349	349	349	349
	その他の交付金	490	490	490	490	490	490	490	490	490	490
	地方交付税	6,456	6,268	6,091	5,894	5,799	5,650	5,623	5,466	5,336	5,249
	国庫支出金	1,059	1,003	983	1,001	817	663	661	659	657	655
	道支出金	502	461	450	492	491	444	443	441	439	438
	地方債	3,066	1,526	1,344	1,515	1,552	1,314	1,203	1,203	1,203	1,203
	その他の収入	1,659	1,676	1,686	1,660	1,611	1,613	1,617	1,621	1,624	1,628
	歳入合計	15,991	14,199	13,835	13,859	13,583	13,006	12,879	12,731	12,610	12,533
歳出	人件費	2,497	2,471	2,431	2,428	2,422	2,368	2,347	2,287	2,292	2,230
	物件費	1,930	1,710	1,681	1,653	1,626	1,608	1,608	1,608	1,608	1,608
	維持補修費	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	補助費	1,388	1,361	1,335	1,309	1,284	1,270	1,257	1,257	1,257	1,257
	投資的経費	2,961	2,470	2,403	2,620	2,407	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
	公債費	2,892	2,779	2,669	2,626	2,606	2,450	2,339	2,209	2,086	2,015
	扶助費	731	739	746	754	761	769	777	785	793	800
	その他の支出	3,305	2,094	2,112	2,131	2,150	2,134	2,136	2,138	2,139	2,141
	歳出合計	16,204	14,124	13,877	14,021	13,756	13,049	12,914	12,734	12,625	12,501
差引	△ 213	75	△ 42	△ 162	△ 173	△ 43	△ 35	△ 3	△ 15	32	
基金残高	4,257	4,313	4,264	4,105	3,936	3,898	3,866	3,868	3,859	3,898	





編集発行

幕別町・忠類村合併協議会

〒089-0603

北海道中川郡幕別町本町129番地の2(幕別中央会館2階)

TEL : 0155-55-3222 FAX : 0155-54-5222

E-mail: maku-chu.gappei@north.hokkai.net

URL : <http://north.hokkai.net/maku-chu.gappei/>